



木村草太氏 × 申恵丰氏

憲法改正と人権

～国家緊急権が意味するもの～



日時：2016年2月27日(土)
18:00～21:00(開場 17:30)
会場：青山学院大学



主催団体：ヒューマンライツ・ナウ、青山学院大学人権研究会

現在、安倍政権のもとで「憲法改正」に向けた動きが進む中、特に「緊急事態条項」の新設が争点となっています。

「緊急事態条項」は、戦争や大災害が発生した際に首相に権限を集中させるもので、緊急時に政府が迅速に行動するために必要との主張がある一方、政府に権力が集まり、民主主義・基本的人権を過度に侵害するリスクが懸念されています。安倍首相は昨年「緊急事態条項」の創設を目指すことを表明。今年の夏に控える参院選で、改憲が争点となることが予想される中、国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウは、憲法学者の木村草太氏、国際法学者の申恵丰氏をゲストにお呼びし、「憲法改正」・国家緊急権がもたらすリスク、人権保障上の問題などについて議論するトークイベントを開催することになりました。今夏の参院選前に、市民の皆様とこの問題について深く考え、議論する機会となればと思います。皆様のご参加お待ちしております。

◆スピーカープロフィール◆

木村草太氏 首都大学東京准教授(憲法学)

2003年 東京大学法学部卒業。2003-2006年 東京大学法学政治学研究科助手(憲法専攻)。2006年より 首都大学東京・東京都立大学准教授。主な研究テーマは思想・良心の自由、平等原則、代表概念論、公共建築と法など。著書として、『憲法の急所——権利論を組み立てる』、『憲法の創造力』、『平等なき平等条項論—憲法14条1項とequal protection条項』など。

申恵丰氏 青山学院大学法学部教授

1966年東京生まれ。1993年ジュネーブ国際高等研究所修士課程修了、1995年東京大学法学政治学研究科博士課程修了。現在、青山学院大学法学部教授。国際人権法学会理事長。著書に、『人権条約上の国家の義務』(日本評論社、1999年)、『国際人権法—国際基準のダイナミズムと国内法との協調』(信山社、2013年)など。

◆会場へのアクセス◆

青山学院大学 青山キャンパス 〒150-8366 東京都渋谷区渋谷 4-4-25 ※教室は確定次第お知らせいたします。

JR 山手線、東急線、京王井の頭線「渋谷駅」宮益坂方面出口より徒歩約10分。地下鉄各線「表参道駅」B1出口より徒歩約5分。



◆申込方法◆ ※当日参加も受け付けておりますが、できる限り事前のお申込みにご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

参加申込 右記 QRコード(もしくは URL: <https://goo.gl/R3mGqw>)からお名前、ご連絡先をご登録下さい。

フォーム 参加費は当日会場でのお支払いとなります。 ※上記フォームでご登録できない場合は、お手数ですが、HRN事務局(info@hrn.or.jp)へ、件名を「2/27 憲法改正イベント参加希望」として、お名前、ご連絡先をご送信下さい。

Peatix 右記 QRコード(もしくは URL: <http://peatix.com/event/147214/>)から申込み、チケット購入をお願い致します。



◆お問い合わせ先 ◆

認定 NPO 法人 ヒューマンライツ・ナウ事務局(担当: 関根)

Email: info@hrn.or.jp Tel: 03-3835-2110 Fax: 03-3834-1025 〒110-0005 東京都台東区上野 5-3-4 クリエイティブ One 秋葉原ビル 7F